

令和2年9月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和2年9月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和2年10月1日（木曜日）

1 出席議員

2番	前田純也	議員	3番	矢部伸幸	議員
4番	山田隆史	議員	5番	町田正行	議員
6番	久保田俊	議員	7番	小沢泰治	議員
8番	神谷長平	議員	9番	川島広	議員
10番	塚田義一	議員	11番	須田敏彦	議員
12番	柿沼英己	議員			

2 欠席議員

1番 石井ひろみつ 議員

3 説明のために出席した者

管理者	清水聖義	副管理者	村山俊明
副管理者	金子正一	副管理者	高橋純一
代表監査委員	高橋嘉一郎	会計管理者	谷津浩司
局長	青木一男	副局長	久保田和良

4 事務局出席者

議会議務局長	吉田稔		
参事	白石昌巳	課長	松森則之
係長代理	横山渡	係長代理	岡部智康
主任	武内一也		

議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 1 0 月 1 日 午後 3 時 1 5 分 開議
太田市外三町広域清掃組合議会議長 久保田 俊

会議に付した事件及び順序

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 8 号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出
決算認定について
- 第 4 議案第 9 号 令和 2 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算
（第 1 号）について
- 第 5 議案第 1 0 号 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管
理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 1 1 号 太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関す
る条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1 2 号 （仮称）太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事
請負契約締結についての変更について

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（久保田俊） これより、令和 2 年 9 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（久保田俊） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（久保田俊） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（久保田俊） 始めに日程第 1、会期の決定を議題と致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（久保田俊） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久保田俊） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 7 番、小沢泰治議員、8 番、神谷長平議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 8 号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について」

○議長（久保田俊） 次に日程第3、議案第8号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第8号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。なお、本決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度の当組合の決算認定をお願いするものでございます。

議案書の1ページ及び別冊の太田市外三町広域清掃組合歳入歳出決算書の3ページをお開きください。

令和元年度の一般会計の決算につきましては、歳入決算額は31億6千466万7千989円、歳出決算額は31億4千526万6千367円となり、決算額全体として、歳入、歳出とも、前年と比較して119パーセントとなり、大きく増額となりました。この主な要因としましては、衛生費に係るごみ処理施設整備事業費の増額でございます。

なお、歳入歳出差引額は1千940万1千622円となりました。この余剰金のうち、余剰金の2分の1を下らない額を基金に積み立てるという地方財政法の定めに基づき、1,000万円を積立てました結果、差し引き940万1千622円を翌年度への繰越金とさせていただきます。

続きまして、4ページから7ページにつきましては、歳入、歳出をそれぞれ款、項別に記載してありますのでご確認ください。

それでは、歳入、歳出の主なものについて、事項別明細書によりご説明申し上げます。始めに歳入でございますが、8ページ及び9ページをご覧ください。1款1項1目市町村負担金5億270万4千円につきましては、各構成市町の負担金の合計額でございます。なお、各構成市町の負担額につきましては備考欄で確認ください。

次に、2款2項1目衛生手数料3千74万3千870円につきましては、リサイクルプラザにおける一般廃棄物処理手数料でございます。

次に、8ページ下段から10ページ及び11ページをご覧ください。3款1項1目衛生費国庫補助金8億1千111万5千円につきましては、ごみ処理施設整

備費に係る、国からの循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、4款1項1目繰入金4千万円につきましては、財政調整基金からの取り崩しを行い、財源調整により構成市町の負担金の軽減を図ったものでございます。

次に、5款1項1目繰越金1千480万2千56円につきましては、平成30年度分の繰越金でございます。

6款1項1目雑入につきましては、合計額9千360万3千63円となりました。前年度に対しまして約2千100万円の減額となりましたが、この要因としましては、資源化物売払収入に係る鉄類の市場価格の低迷によるものでございます。なお、内訳につきましては、資源化物売払収入が9千268万9千958円、再生品売払収入として39万800円、雑入としまして52万2千305円でございます。

次に、7款1項1目事業債16億7千170万円につきましては、(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事に係る起債で、内訳につきましては13ページの上段になりますが、ともに国からの財政融資資金により借入れしたものでございます。

以上、歳入総額としましては、31億6千466万7千989円となりました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。14ページ及び15ページをご覧ください。

始めに、1款1項1目議会費17万8千226円につきましては、当組合議会の運営費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費1億402万9千776円につきましては、15ページ及び17ページの備考欄に内訳を記載してありますが、主に組合職員の人件費及び事務管理経費などがございます。

次に、3款1項1目清掃事業費5億2千153万9千75円につきましては、ごみ処理設備管理に係る消耗品、修繕等の需用費、リサイクルプラザ運転管理業務委託料をはじめとします各種業務委託料等が主な内容になります。

次に、18ページ及び19ページをご覧ください。同じく1項2目ごみ処理施設整備計画支援事業費529万3千200円につきましては、新炉建設に係る業務委託料としまして、環境アセス事後調査業務委託料、テレビ電波障害対策業務委託料及び水道加入負担金になります。また、1項3目ごみ処理施設整備事業費25億1千274万9千600円につきましては、新炉建設に係る設計・施工監理委託料及び建設工事請負費になります。

なお、予算に計上してありました156億円につきましては、令和元年度から令和2年度へ継続費通次繰越として翌年度繰越額としたものでございます。

次に、4款1項2目利子147万6千490円につきましては、新炉に係る起

債借入利子でございます。

5款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計総額としましては、31億4千526万6千367円となりました。

次に、20ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

次に、21ページ及び22ページの財産に関する調書でございますが、1番の公有財産及び2番の物品につきましては、決算年度中の増減高はございませんでした。

続きまして、3番の基金につきましては5億6千700万円の前年度末残高でありましたが、決算年度中に余剰金処理として2千万円の積み立てを行いました。一般会計へ4千万円の取り崩しを行いましたので、差し引き2千万円となり、決算年度末残高は5億4千700万円となっております。以上で令和元年度決算に係る説明を終わります。

なお、決算につきましては、既に監査委員の審査も終了しておりますので、意見書を付し、関係書類を添えて、ご提案申し上げますので、宜しくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎監査委員からの報告

○議長（久保田俊） 次に、代表監査委員から報告を求めます。

（高橋代表監査委員挙手）

○議長（久保田俊） 高橋代表監査委員。

○監査委員（高橋嘉一郎） それではご指名によりまして、私の方から令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算の審査結果をご報告申し上げます。

去る8月11日、柿沼監査委員と共に、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算の審査に当たりまして、歳入歳出決算書及び附属書類について関係帳簿と照合しまして、計数の確認を行うと共に予算の執行状況及び財政運営につきまして審査を執り行いました。さらには定期監査並びに出納検査の結果及び資料等を参考として執行したものでございます。

それでは最初に審査意見書の2ページをご覧いただきたいと思っております。令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計につきまして総括的な概要を申し上げた

いと思います。

総計決算額は、歳入 31 億 6 千 4 6 6 万 7 千 9 8 9 円に対しまして、歳出 31 億 4 千 5 2 6 万 6 千 3 6 7 円でございます。差し引き残額は 1 千 9 4 0 万 1 千 6 2 2 円となっております。

次に、3 ページでは歳入決算額について記載しております。予算現額 1 8 7 億 5 千 6 4 9 万 8 千円に対しまして、収入済額は 31 億 6 千 4 6 6 万 7 千 9 8 9 円でございます。予算現額に対する収入率は 1 6 . 9 パーセントでございます。なお、款別収入状況は表 3 に記載してありますので、後ほどご覧いただくことに致しまして、説明の方は省略させていただきます。

次に、4 ページの歳出の決算額について申し上げたいと思います。予算現額に対しまして、支出済額は 31 億 4 千 5 2 6 万 6 千 3 6 7 円でありまして、執行率は 1 6 . 8 パーセントでございます。なお、款別支出状況は表 5 に記載してございます。

次に、5 ページからの実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましてその計数は正確であることが認められました。

以上、令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計の決算審査の結果につきましてご報告申し上げましたが、審査の結果、関係諸帳簿の照合による計数は正確でございました。予算の執行状況、経理に当たりましても、地方自治法第 2 条に規定されております地方自治運営の基本原則にのっとり行財政が運営されておりまして、本決算は適正なものとすることができました。

これからもリサイクルの推進と資源循環型社会の構築を是非目指していただき、施設の維持管理に当たりましては、経費の節減と合理化に努めるとともに、新焼却炉建設について計画的な事務執行に努めていただきますように念願を致しまして、以上ご報告とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議 案 上 程

「議案第9号 令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算(第1号)について」

○議長(久保田俊) 次に日程第4、議案第9号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

○議長(久保田俊) 青木局長。

○組合局長(青木一男) 議案第9号 令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、議案書の2ページ及び別冊の補正予算に関する説明書(9月補正)の1ページをお開きください。

本ページにおきましては、令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算の歳入歳出の補正、継続費及び地方債の補正について定めたものでありまして、歳入歳出それぞれに6千425万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8千517万2千円とするものでございます。

第2条の継続費及び第3条地方債の補正につきましては、別表に内容が記載してありますので、4ページをお開きください。第2表では、(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業の年割額を、第3表では限度額をそれぞれ、

変更するものでございます。

それでは、歳入、歳出の主なものについて、事項別明細書によりご説明申し上げます。

始めに、歳入についてですが、8ページをお開きください。1款1項1目市町村負担金ですが、負担金合計額として286万4千円を減額するものでございます。減額の主な要因としましては、今年の12月から新炉の試運転を行うため、太田市の可燃ごみを受入れすることにより、太田市分の可燃粗大ごみに係る、せん断処理負担金が削減となるため減額になります。

次に、2款2項1目衛生手数料につきましては、上半期の処理実績を勘案しまして495万1千円を増額するものです。

次に、3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、インフレスライド額の確定により、国の交付金に係る交付対象事業費の見直しをした結果、863万4千円を減額するものです。

次に、4款1項1目繰入金につきましては、インフレスライド額の確定及び特別高圧電線路工事負担金精算見込みによる全体工事費の増額に伴いまして、一般財源からの支出が増額することにより、財政調整基金から1億8千300万円を一般会計に繰入れ、財源調整を図るため増額補正するものでございます。

次に、5款1項1目繰越金ですが、決算額が確定したことにより840万1千円を増額するものでございます。

次に、10ページをお開き下さい。6款1項1目雑入につきましては、資源化物売却料としまして、リサイクル協会からの拠出金の増額により300万円を増額するものでございます。

次に、7款1項1目事業債ですございますが、一般廃棄物処理施設整備事業債につきましては1億2千360万円を減額するものです。この主な要因としましては、インフレスライド額が当初見込んでいた額よりも減額となったことによるものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。12ページをお開きください。始めに、1款1項1目議会費につきましては、議員報酬として4千円を増額するものです。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、職員の人事異動により施設管理課、会計年度職員が1名減員となったことにより、関係する費用につきまして減額及び光熱水費については今年度の執行状況を勘案し、合計で328万円を減額するものです。

次に、3款1項1目清掃事業費につきましては12月から新炉の試運転に伴い、各委託料について見直しを行ったことにより、9千511万1千円を増額するも

のでございます。主な要因としましては、可燃ごみの受入れに伴い、可燃ごみの焼却灰処分に係る費用等が新たに発生するため、その費用について計上するものでございます。また、同2目ごみ処理施設整備計画支援事業費につきましては、テレビ電波障害対策委託料につきまして7千円を減額するものでございます。

次に、14ページをお開きください。同3目ごみ処理施設整備事業費につきましては、インフレスライド額の確定及び東電の特別高圧電線路工事負担金の精算見込み額に伴いまして、工事全体額としては当初見込んでいた額よりも減額となったことにより、900万8千円を減額するものでございます。

次に、4款1項2目利子でございますが、一時借入金利子につきまして、前年度借入金額が確定してことに伴い、利子として1千856万6千円を減額するものでございます。

なお、16ページ以降には、給与費明細書、継続費並びに地方債に関する調書を添付しましたので、ご確認ください。

以上で、議案第9号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 他にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第10号 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例の制定について」

○議長（久保田俊） 次に日程第5、議案第10号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第10号 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案は、令和3年4月1日からの新炉稼働及び組合規約第3条第3号共同処理事務をクリーンプラザの設置及び管理運営に関する事務に変更することに伴い、クリーンプラザの設置及び管理に関する条例を新たに制定するものでございます。

内容と致しましては、第1条では、関係市町の可燃ごみを適正に処理し、減量化の推進及び環境負荷の低減、熱エネルギーの回収拠点として整備するため、必要な事項を定めることを目的としているものでございます。

第2条では、名称及び位置を定めるもので、第3条は関係市町の可燃ごみの処理事業に関する事、クリーンプラザの管理及び使用に関する事及びその他管理者が必要と認める事業を行うものでございます。

続きまして4ページになりますが、第4条ではクリーンプラザの管理及び運営を定め、第5条におきましては利用の許可を定め、第6条につきましては利用禁止等を定め、第7条につきましては損害賠償について定めたものでございます。第8条では管理者委任を定めたものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第10号につきまして説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご

賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 案 上 程

「議案第11号 太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

○議長（久保田俊） 次に日程第6、議案第11号を議題と致します。

◎ 提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第11号 太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、新炉の稼働に伴い、現行の条例に可燃ごみ受入れ等に関する部分を追加する内容となっております。

第3条中におきましては、「破砕、圧縮等」を「分別、破砕及び圧縮等」に改め、第6条第2項の表に「可燃ごみ」及び「動物の死体」を追加し、手数料を追加したものでございます。

また、第6条第2項の表を全部改正したことによりまして、資源ごみ及び危険ごみの摘要欄の字句の整理についても併せて行ったものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例の施行日を令和3年4月1日からとするものでございます。

また、議案書最後に条例新旧対照表を添付させていただきましたので、ご確認ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第12号 （仮称）太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事請負契約締結についての変更について」

○議長（久保田俊） 次に日程第7、議案第12号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第12号 （仮称）太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事請負契約締結についての変更について提案理由のご説明を申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

本案は、平成29年6月1日議決を経た（仮称）太田市外三町広域一般廃棄物処理施設建設工事請負契約締結についての変更契約を締結しようとするものでございます。

内容としましては、変更前の契約金額239億4千792万円を、変更後契約金額251億2千791万2千円とするものです。変更の理由と致しましては、8ページに付属資料を添付致しましたが、インフレスライド増額分及び発電所新設に伴う特別高圧電線路工事精算の増額分に伴いまして、契約金額が変更となるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第12号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論 (終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(久保田俊) 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 5 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

久保田 俊

太田市外三町広域清掃組合議会議員

小沢 泰治

太田市外三町広域清掃組合議会議員

神谷 長平